

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 1606 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年 4 月 14 日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市市民文化局地域振興部政課（区役所整備担当）
電話 011-211-2176 FAX011-218-5156
メールアドレス kusei-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 清田区民センター移転・整備に係るワークショップ開催支援業務
- (2) 調達案件の仕様等 業務仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 24 日までとする。
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、本案件の入札における適用税率は 10%とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。そのため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」の中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。
- (6) 札幌市競争入札参加資格者名簿における本店若しくは支店等の所在地が札幌市内であること。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和 7 年 4 月 30 日（水）10 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 入札書の提出方法
入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、原則として送付により提出すること。ただし、開札場所への持参も可とする。なお、提出にあたっては以下に留意すること。
ア 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 7 年 4 月 30 日（水）10 時 00 分開札「清田区民センター移転・整備に係るワークショップ開催支援業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。
イ 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 4 月 30 日（水）10 時 00 分開札「清田区民センター移転・整備に係るワークショップ開催支援業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
ア 提出方法 「仕様書等に対する質問票」（別紙 2）を用いて、電子メール、持参又はファクシミリにより提出すること。なお、面談や電話による質問は受け付けない。
イ 提出先及び提出期限 上記 2 の担当部局へ令和 7 年 4 月 22 日（火）17 時 15 分までに提出すること。
ウ 回答の方法 令和 7 年 4 月 23 日（水）以降に質問者に回答するとともに、質問及び回答の内容を、札幌市公式ホームページに掲載する。
- (5) 入札の無効 本書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

- ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の指名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状（別紙3）を提出しなければならない。
- イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年4月30日（水）10時00分

札幌市役所本庁舎13階 市民文化局会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）

(9) 開札

- ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格等の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格及び個人情報の適切な管理を行う能力（別添「個人情報取扱安全基準」への適合可否）を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、上記4に掲げる競争入札参加資格を有することを証する書類及び個人情報取扱安全管理基準適合申出書（別記「入札参加資格等審査資料の提出について」参照）を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格等を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格等を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記5(9)オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類及び個人情報取扱安全管理基準適合申出書を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、業務仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、落札決定を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

契約書案（別紙5）のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記2に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。